

税金の滞納は許しません！

平成18年4月設立

### 愛媛地方税滞納整理機構

―県内全市町加入の徴収専門組織―

平成18年4月、市町村税の滞納整理を専門に行う「愛媛地方税滞納整理機構」が設立されます。

この組織は、愛媛県下における税の公平性の確保及び滞納額の縮減を図るため、市町単独では処理が困難な事案を引き受け、財産の差押や公売による差押財産の換価などの滞納処分を前提に滞納整理を行う組織です。

#### 【機構設立の経緯】

県内の市町村税の滞納額は年々増

加し続けており、このような状況から税制行政への不信感につながります。

そこで、この状況を打破し、税財源を適正に確保するため、県内全市町がスクラムを組み、滞納整理の専門組織である「愛媛地方税滞納整理機構」を設立する運びとなりました。

#### 【機構の活動】

市町からの再三の勧告に応じないもの、滞納額が高額なものなどの滞納事案を引き受け、迅速に滞納整理を行います。機構では、広範囲な財産調査を行うことにより、換価しやすい財産を発見し、速やかに滞納処分に移ります。また、差押財産の公売も行います。

#### 【機構の概要】

|         |  |
|---------|--|
| 名称      | 愛媛地方税滞納整理機構  |
| 性格      | 地方自治法第284条に基づく一部事務組合   |
| 構成団体    | 県内全20市町  |
| 設立時期    | 平成18年4月1日  |
| 所在地     | 松山市一番町4丁目1番地2<br>愛媛県自治会館5階   |
| 業務内容    | ①全市町村税（国保税含む）及び個人県民税の滞納整理<br>②不動産公売<br>③執行停止・不納欠損の適否判定<br>④市町職員に対する実務研修の実施<br>⑤滞納整理の係る調査研究<br>⑥機構職員に対する専門研修の実施（研修機関としての機能）<br>⑦市町への徴収業務のコンサルティングの実施（市町徴収業務のバックアップ機関としての機能） |
| 滞納整理の範囲 | 財産調査、財産の差押、差押財産の換価   |

愛媛県税務課ホームページ内に機構概要等を示した資料を掲載しておりますので、参考にしてください。  
<http://www.pref.ehime.jp/010soumu/050zeimu/00007353051028/index.html>

## 上島町立保育所入所申込みのご案内

保育所の入所申込みの受付を次のとおり行いますので、入所を希望される方は、所定の申請書に必要な事項を記入のうえ、下記の要領でお申込みください。

《申込期間》平成18年2月1日(水)～2月10日(金) 8:30～17:15 ※土・日は除きます。

《申込場所》上島町役場各総合支所 住民課・住民福祉課及び保育所

《必要書類》①保育所入所申込書

②家庭において児童を保育することができないことを証明する書類  
(就労証明書、自営業証明書等)

③平成17年分給与所得源泉徴収票

④印鑑 ※①②の用紙は、各総合支所住民課・住民福祉課及び保育所にあります。

#### 《保育所入所基準》

保育所へ入所できる児童は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒をみている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- ①家庭外労働 児童の親が家庭外で仕事をしていて、その児童の保育ができない場合
- ②家庭内労働 児童の親が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしていて、その児童の保育ができない場合
- ③親のいない家庭 死亡・行方不明・拘禁などの理由により、親がいない家庭の場合
- ④母親の出産等 親が出産の前後・病気・負傷・心身に障害があり、その児童の保育ができない場合
- ⑤病人の看護等 家庭に長期にわたる病人や心身に障害がある人がいるため、親がいつもその看護に当たっており、その児童の保育ができない場合
- ⑥家庭の災害 火災や風水害・地震等の災害復旧の間、児童の保育ができない場合

《問合せ先》弓削総合支所住民課 (TEL 77-2500) 生名総合支所住民課 (TEL 76-3000)

岩城総合支所住民課 (TEL 75-2500) 魚島総合支所住民福祉課 (TEL 78-0011)

# 保健センター だより

- 弓削保健センター  
TEL 77-3700
- 岩城保健センター  
TEL 74-0755
- 生名保健センター  
TEL 74-0911
- 魚島保健福祉センター  
TEL 74-1120

## 加齢と廃用症候群

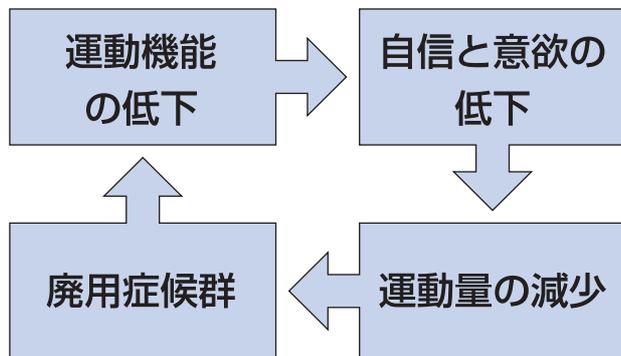
### ■廃用症候群とは？

「廃用症候群」という言葉を耳にしたことがあるでしょうか？耳慣れない言葉かもしれませんが、昔から「体は動かさないと衰える」と言われていることと同じことです。ただし、衰えるのは筋肉ばかりではありません。安静・臥床は疾病治療において重要なことですが、一方ではマイナスな面も併せ持ちます。安静・臥床を続けていると、頭や体を使わないことよって様々な身体的・精神的機能の低下が起こります。それら一連の症状を「廃用症候群」と呼びます。最近では、「生活不活発病」と呼ぶ人もいます。

廃用症候群は、全ての年齢で起こります。特に高齢者では起こりやすく、しかもいったん起こると若年層に比べて回復は難しく、「寝たきり老人」を作る大きな原因の一つとなり

ます。このことを逆に考えてみると、寝たきりになる原因が単に「年をとったから」ではなく、「動かなくなつたから」であるとも言えます。

## 老化と廃用の悪循環



ともすると「お年寄りだからだんだん体の自由が利かなくなつて、やがて寝たきりになつてしまった」というイメージを持ちがちです。確かに年齢と共に心身が衰えていくことは、避けることは出来ません。しかし、少しでも自分の力で動くことのできる期間を延ばすことは可能です。そして、寝たきりになつてしまつたら、もう何もすることが無くなつた訳でもありません。食事や声掛けを始め、多くの刺激を提供することは、「脳」の廃用を防ぐためには大切なことです。

### ■感覚遮断実験から分かること

かつて、心理学者らによつて「感覚遮断実験」が行われていた時期があります。これは、出来るだけ外部からの刺激が少ない状態にして、何もしないで過ごす実験です。例えば、暗く、適温で、音が聞こえてこない部屋の中で長時間、安静臥床で過ごすという実験です。

この実験では、参加した多くの人が数時間後には幻覚などの精神の不調を訴え始めました。中には、実験終了後も実験前の健康状態には完全には戻らなかつた人までいたと言われています。このため、この実験は現在ほとんど行われていません。つまり、人間にとつて「刺激を受けること」、「感覚を得ること」は非常に大切なことで、寝たきりは、「横になつて安静に過ごしている」というものではありません。



### ■健康は自ら作るもの

来年度、介護保険法が改正されます。この改正に向けての議論の中で、有識者達は、本来もつと能力や可能性があるにもかかわらず、頭や体を使わないことよつて心身の機能が低下している人達は決して少なくないと考えています。



日本を含む先進諸国では、平均寿命が延びて今度は加齢という問題に直面するようになりました。平均寿命は延びましたが、健康に生活できる期間が延びたことと同じではありません。介護が必要とならないように、また介護が必要となつても少しでも快適に暮らせるように頭と体を意識して使う活動が続けていかなければなりません。そして、人生の最後の瞬間まで、少しでもその人らしく生きられるよう本人や周囲が心がけていきたいものです。